

トリプルセットポイントで割引規約（中電ガス for au） 新旧対照表（2019年10月10日実施）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第5条（本ポイントの付与）</p> <p>当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）において、本件契約者のガスサービスと au でんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、カテエネガスプラン for au サービスに係る「ガス基本契約要綱」又は個別要綱に定める算定期間における本件ガス料金に、2%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</p> <p>2 当社は、判定日において、カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約に定めるところに従って本件契約者のガスサービス料金とまとめて利用料金が請求される au サービス契約が有効な場合、当該 au サービス契約者に本件付与ポイントを付与します。</p> <p>3 前項の au サービス契約が有効でない場合も、当該契約者に継続して本件付与ポイントを付与します。</p> <p>4 前二項の定めにかかわらず、2019年6月以前に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者が、前項で定める契約者と異なる場合は、2019年7月以降も、2019年6月以前の最後に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者に本件付与ポイントを付与します。</p>	<p>第5条（本ポイントの付与）</p> <p>当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日において、当社との間で本契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスと au でんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、カテエネガスプラン for au サービスに係る「ガス基本契約要綱」又は個別要綱に定める算定期間における本件ガス料金に、2%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</p> <p>2 当社は、au サービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されている au ID（KDDI が別に定める ID 利用規約に基づき付与するものをいいます。以下同じとします。）に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本件付与ポイントを付与します。</p> <p>3 前項の定めにかかわらず、2019年6月以前に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた au ID が、前項で定める契約者と異なる場合は、2019年7月以降も、2019年6月以前の最後に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた au ID に本件付与ポイントを付与します。</p> <p>4 本件契約者が前二項で定める au ID（以下「付与対象 au ID」といいます。）の変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。当社は、当該申出を承諾して付与対象 au ID を変更した場合、当該変更日の翌日から、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。ただし、毎月26日以降に付与対象 au ID の変更がなされた場合、当社は、当該変更日の翌月から、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。なお、2019年10月末日までに付与</p>

改定前（旧）	改定後（新）
<p>5 本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに係る料金の請求月の月末までに行います。但し、本件対象額または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合には、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、前三項に定める契約者の ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとし、</p>	<p>対象 au ID の変更がなされた場合、当社は、同年 11 月 1 日以降、当該変更後の付与対象 au ID への本ポイントの付与を実施するものとします。</p> <p>5 前三項で定める付与対象 au ID に対する本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合には、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、付与対象 au ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとし、</p>
<p>附則 1. 実施日 本改定規約は、2019年6月24日より施行します。 以上</p>	<p>附則 1. 実施期日 本規約は、2019年10月10日から実施します。</p>